

介護予防認知症対応型共同生活介護  
グループホーム「湯ごりの郷」  
重要事項説明書



社会福祉法人 高瀬会

グループホーム「湯ごりの郷」

〒649-5336

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町湯川61番地

TEL 0735-52-1121

FAX 0735-52-1122

# 介護予防認知症対応型共同生活介護

## グループホーム「湯ごりの郷」重要事項説明書

### 1. 事業の目的と運営方針

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 2. 事業者の内容

- (1) 法人名 社会福祉法人 高瀬会  
法人所在地 和歌山県東牟婁郡古座川町高瀬353番地  
代表者の氏名 切士 桂  
電話番号 0735-72-3355  
FAX番号 0735-72-3356  
設立年月日 昭和58年8月26日
- 事業所名 グループホーム「湯ごりの郷」  
指定番号 3092500077  
所在地 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町湯川61番地  
管理者の氏名 北地 留美  
電話番号 0735-52-1121  
FAX番号 0735-52-1122  
サービスを提供する地域 那智勝浦町、太地町、新宮市、串本町

### (2) 事業所の従業者体制（定数）

	職務内容	常勤・専従	常勤・兼務	非常勤	合計
管理者	業務及び職員の管理		1名		1名
計画作成担当者 (内、介護支援専門員)	介護計画の作成		2名 (1名)		2名 (1名)
介護従業者	利用者の介護	12名	1名		13名

\* 従業者体制は運営基準を満たす範囲内で変更することがあります。

(3) 入居定員 18名

(4) 設備の概要

○居室

原則個室（定員1名）とし、ベッド・枕元灯・タンス等を備品として備えます。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、定員2名とすることができます。

○食堂

利用者の使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者様が使用できるテーブル・いす・食器類などの備品類を備えます。（尚、居間、食堂は、同一の場所としています。）

○浴室

浴室には利用者が使用しやすい浴槽を設けています。

○その他の設備

設備としてその他に、台所等の設備を設けています。

3. サービスの内容

① 介護予防認知症対応型共同生活介護計画の立案

- ・ 計画作成担当者により、利用者の介護予防認知症対応型共同生活介護計画書の作成及び変更を行います。

② 食事

- ・ 利用者の身体状況、嗜好、栄養のバランスに配慮した食事をご用意させていただきます。

・ 食事時間

朝食 午前 8：00

昼食 午後 12：00

夕食 午後 18：00

基本的に上記の時間を目安として食事の提供をさせていただきますが、利用者の日常生活の状況や体調、介護の状況に応じて対応します。

- ・ 利用者の自立支援のため離床して食堂で食事を摂っていただくようにしますが、希望または体調により、必要に応じて居室等で食事を摂っていただくことも可能です。

③ 入浴

- ・ 利用者の状況に応じ、衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の適切な介助を行います。
- ・ 特別な場合を除き毎日入浴を実施しています。
- ・ 一般浴槽では温泉浴を楽しんでいただけます。

④ 排せつ

- ・ 利用者の状況に応じて適切な排泄の介助と、排泄の自立の支援を行います。
- ・ おむつを使用される方に対して適切に交換します。おむつ等の費用は実費をお支払いいただきます。

⑤ その他の日常生活支援

- ・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、着替えを行うよう配慮します。
- ・ 適切な整容が行われるよう援助します。

- ・ 居室内の清潔が保てるよう支援します。

- ⑥ 相談援助サービス
- ⑦ 行政手続代行
- ⑧ その他

\*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

#### 4. 短期利用共同生活介護について

- (1)事業者は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室等を利用し、短期間の指定介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「短期利用共同生活介護」という)を提供します。
- (2)短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とします。
- (3)短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとします。
- (4)短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供します。
- (5)利用者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがあります。なお、この期間の居室費等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとします。

#### 5. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関 名 称：那智勝浦町立温泉病院 住 所：和歌山県東牟婁郡那智勝浦町天満483-1
協力歯科医療機関 名 称：岸歯科医院 住 所：和歌山県東牟婁郡那智勝浦町朝日2-129

#### 6. 利用料金

- (1) 利用者は共同生活介護サービスを受けて、厚生労働大臣が定める介護保険法による介護報酬の告示上の額の自己負担分を施設にお支払いただきます。
- (2) その他の費用
  - ① 食材料費 食事の材料費としてかかる費用 (日額)
  - ② 居室費 居室使用料 (日額)
  - ③ 水道光熱費 水道代、電気代の費用 (日額)

- ④ 共益費 共用部分にかかる費用 (日額)
- ⑤ その他の費用として、おむつ代や理美容費等日常生活にかかるもので利用者が負担すべき費用もお支払いただきます。
- (3) 上記各号の利用料金については、重要事項説明書の別紙「利用料金のご案内」に別途定め説明します。

## 7. 利用料金等のお支払い方法

事業者は、利用料等を1か月ごとに計算し請求しますので、毎月25日までに下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

- (1) 当事業所窓口での現金支払い
- (2) 下記指定口座への振込

紀陽銀行	古座支店	普通預金	190407
社会福祉法人	高瀬会	グループホーム「湯ごりの郷」	
理事長	切 士	桂	

## 8. 利用料金の変更等

- (1) 事業者は、介護保険法関係法令の改正や経済状況の著しい変化、その他やむを得ない理由がある場合は、利用料及びその他の費用を変更することができるものとします。
- (2) 利用料金を変更する場合は、新たな料金に基づく「利用料金のご案内」を作成し、利用者又はご家族に対し、説明し同意を得るものとします。

## 9. 要介護認定の申請に係る援助

事業者は、利用者が要介護認定の更新申請等が円滑に行えるよう必要な援助を行います。

## 10. 保険給付請求のための証明書の交付

事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合において、利用者又は身元引受人(連帯保証人)から利用料の支払いを受けたときは、利用者が償還払いを受ける事ができるように「サービス提供証明書」を交付します。

## 11. 居室の使用、変更について

- (1) 事業者は利用者の身体機能や心身の状況等により、居室を変更することが適当と認められた場合は、利用者又は身元引受人(連帯保証人)の同意を得て居室を変更することがあります。
- (2) 利用者又は身元引受人(連帯保証人)は居室の造作、模様替え等を行う時は事業者の承認を得なければなりません。また、その造作・模様替え等に要した費用及び契約終了時の原状回復費は利用者及び身元引受人(連帯保証人)の負担とします。
- (3) 利用者の責めに帰すべき事由により、居室を汚染、破損等した場合は現状の回復にかかる費用を負担していただきます。

## 12. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 事業所内における共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めてください。
- ② 面会時間 午前 9:30 ~ 午後 17:30

- ・上記以外の時間についてはご相談下さい。
  - ・来訪者は必ず事務所窓口にて、申し出て下さい。
  - ・面会の際には、感染予防のため「手指消毒」をお願いします。
  - ・風邪症状、体調の悪い方の面会をご遠慮ください。
  - ・インフルエンザ等、感染症の流行により、面会を一時お断りする場合があります。
- ③ 外出を希望する場合は、前日までにご連絡をお願いします。外出先（連絡先）と帰る予定日時、食事の有無など、所定の手続きにより届け出てください。
  - ④ 食べ物の持ち込みについては、食中毒等の予防のため、食べ物の手渡しはご遠慮いただくか又は介護職員にお尋ねください。
  - ⑤ 飲酒については、健康や日常生活に影響がない場合、決められた場所で適量とします。
  - ⑥ 喫煙は決められた場所をお願いします。防災上、屋内は禁煙とさせていただきます。
  - ⑦ 所持品の持ち込みについては居室にて管理できる範囲をお願いします。危険なもの、他の利用者に迷惑を及ぼすものは持ち込むことができません。貴重品の所持についてはご自身の責任において行うこととし、ご相談していただくようお願いします。
  - ⑧ 指定した場所以外での火気の使用はできません
  - ⑨ 飼育を前提としたペットの持ち込みはできません
  - ⑩ 事業所の整理、整頓その他環境衛生を保持するために協力してください。
  - ⑤ 事業所が定める遵守事項に従ってください。

### 1.3. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、定期的に利用者及び従業者等の訓練を行います。

### 1.4. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。また、緊急時の連絡先として届け出ている場合には、その連絡先に連絡を行います。

### 1.5. 重度化した場合の援助方針

利用者の病状の変化等により、著しく日常生活が困難になった場合、別紙「重度化対応に係る指針」に基づき、ご家族等と相談させていただきます。

### 1.6. 事故発生時の対応

- (1) サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況や事故に際してとった処置について記録します。

### 1.7. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

## 18. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

## 19. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行いません。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ必要な情報を提供の上説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 20. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

苦情受付担当者：北地 留美 (管理者) 電話番号：0735-52-1121 FAX番号：0735-52-1122 受付時間：8時30分～17時30分 (月～土曜日) 苦情解決責任者：切土 桂 (理事長)
第三者委員 : 小谷 一郎 (監事) 電話番号：0735-58-1262 濱 雅文 (評議員) 電話番号：0735-58-0899 ※ 公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

和歌山県福祉サービス運営適正化委員会 所在地 : 和歌山市手平2丁目1-2 和歌山県社会福祉協議会内 電話番号：073-435-5527 FAX番号：073-435-5584 受付時間：9時00分～17時15分 (土日、祝日を除く)
和歌山県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情処理相談窓口 所在地 : 和歌山市吹上2丁目1番22 日赤会館内 電話番号：073-427-4662 FAX番号：073-427-4664 受付時間：9時00分～17時15分 (土日、祝日を除く)
那智勝浦町役場福祉課 所在地 : 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町築地7-1-1 電話番号：0735-52-0555 FAX番号：0735-52-3274 受付時間：9時00分～17時15分 (土日、祝日を除く)
太地町役場住民福祉課 所在地 : 和歌山県東牟婁郡太地町太地3767-1 電話番号：0735-59-2335 FAX番号：0735-59-3375 受付時間：9時00分～17時15分 (土日、祝日を除く)

新宮市役所健康長寿課介護保険係

所在地：和歌山県新宮市春日1-1

電話番号：0735-23-3346 FAX番号：0735-28-2007

受付時間：9時00分～17時15分（土日、祝日を除く）

串本町役場保健福祉課

所在地：和歌山県東牟婁郡串本町串本1800

電話番号：0735-62-0555 FAX番号：0735-62-4977

受付時間：9時00分～17時15分（土日、祝日を除く）

## 2.1. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご利用者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

## 2.1. 運営推進会議の設置

当事業所は、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

- (1) 構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町職員、地域包括支援センター職員等
- (2) 開催：おおむね2月に1回
- (3) 会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成し、公表します。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明し交付しました。

令和 年 月 日

### <事業者>

法人名 社会福祉法人 高瀬会

法人所在地 和歌山県東牟婁郡古座川町高瀬353番地

理事長 切士 桂 印

説明者 印



私は、契約書及び本書面により、事業者から指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスについて重要事項説明を受け、サービス提供開始に同意し、これを受領しました。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印

<身元引受人>

住 所

氏 名

印（続柄 ）

<連帯保証人>

住 所

氏 名

印（続柄 ）

本人（利用者）は、署名できないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名押印を代行します。

<署名代行者>

住 所

氏 名

印（続柄 ）